

ID: 143

担当部署: 町民課

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	聖籠町介護保険条例 第14条第3項		
例規番号	平成12年 条例第2号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(延滞金)</p> <p>第十四条</p> <p>3 町長は、保険料の納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認められる場合においては、当該納付義務者の申請により第一項の延滞金を減免することができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日